

空家 × 交流

— 山口市交流促進空家活用事業 —

プロジェクト 募集!!

より応募していただきやすくなりました!!

応募前の
空家確保は不要!

外国人や移住希望者などを対象にしたゲストハウス、
地域の魅力を活かしたコミュニティカフェなど…、
あなたのアイデアで山口市に新たな交流の場を創りませんか？

募集期間: 令和3年5月14日(金) ~ 9月15日(水)

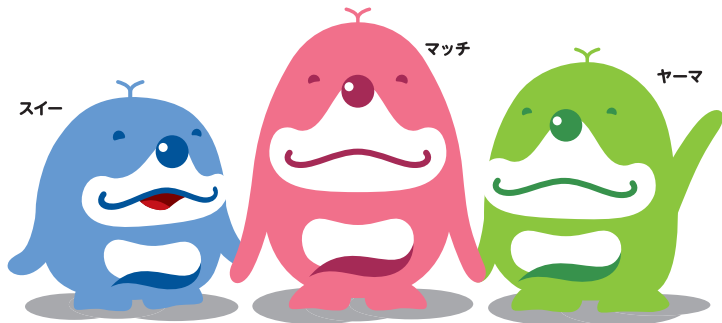
採択事業には
最大 **100万円**
を助成!!
(補助率1/2)

山口市移住ホームページ
「すむ住む山口」

検索

<https://www.sumusumuyamaguchi.jp/>

あなたのアイデアで、空家を交流の場に。



山口市移住・定住キャラクター 移獣スムスム

本事業は山口市にある空家を優れた地域資源として活用し、新たな交流を創出することで、山口市の魅力を感じていただき、移住・定住の促進及び地域の活性化を図るものです。

応募いただいた提案の中から優秀な企画案3点を事業認定し、提案内容を実現するために必要な経費の一部(改修事業+交流事業)、最大100万円(補助率1/2)を助成します。

補助対象

事業の要件 ※営利事業、非営利事業の別は問いません。

- 1 市外県外からの交流人口・関係人口の増加に繋がる事業であること。
- 2 山口市ならではの地域の魅力発信、コミュニティの形成、地域経済の活性化に資する事業であること。
- 3 改修事業は市内に本店又は支店を有する法人又は市内に住所を有する個人業者が施工するものであること。ただし、申請者が自ら施工する場合はこの限りではない。

応募資格

以下のすべての要件を満たす個人または団体を対象とします。

- 1 3年以上継続して本補助金の対象となる事業を実施する意思があること。
- 2 社会貢献等の目的を持って事業を実施しようとする意思があること。
- 3 地方自治法第92条の2及び第142条並びに第166条第2項の規定に該当しないこと。
- 4 山口市から指名停止措置を受けていないこと。
- 5 暴力団などの構成員がいないこと。
- 6 宗教活動や政治活動を目的として行う事業でないこと。
- 7 特定商取引に関する法律第33条に規定する連鎖販売取引に該当する事業でないこと。
- 8 法律等で活動内容が規定されている事業(介護保険事業等)、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業及び取引に該当する事業でないこと。
- 9 国等で実施しているほかの補助金等を受けて実施する事業でないこと。

対象物件

事業で活用する空家又は空店舗は、下記のすべての要件を満たすものとし、申請者において確保することとします。

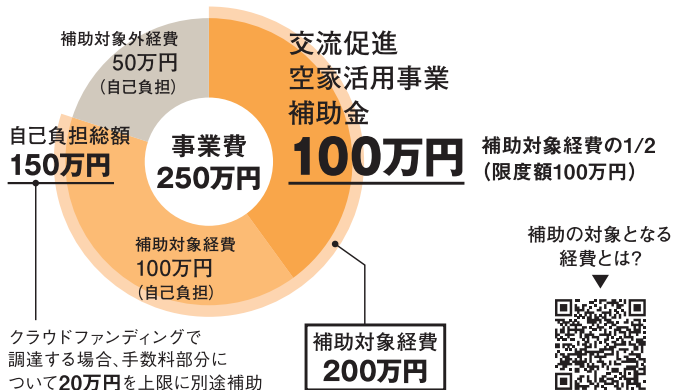
- 1 本市の区域内に存する空家又は空店舗であること。
- 2 現に人が居住していないこと。
- 3 本補助金の交付の対象となる工事等(以下「補助対象工事等」)に、現に着手していないこと。
- 4 補助対象工事等と同一の箇所の工事等に対して、国、地方公共団体(山口市含む)及びそれらの外郭団体(以下、「国等」)からの補助を受けていないこと。
- 5 国等が所有するものでないこと。
- 6 補助対象物件の所有者が事業を理解し、申請者が本補助金の交付決定後速やかに補助対象工事等に着手し、及び本補助金の交付後3年以上継続して補助対象物件を使用することを約していること。

空家を確保していなくても応募できます。

ただし、補助金交付申請日までに確保することが要件となります。

事業を実施する物件については、審査会での採択後、不動産事業者が加盟する団体を通じて斡旋を受けることができます。斡旋を希望される際は山口市定住促進課へお問い合わせください。

【補助のイメージ(例)】



スケジュール

募集期間:5月14日(金)~9月15日(水)

1 事業アイデア作成・審査会申請

参加意向申出書……………1ヶ月前
参加申込書……………2週間前

2 審査会・採択決定

6月~9月 毎月月末実施予定
募集期間内であっても、採択事業者が3件に達した時点で募集を締め切ります。

3 物件マッチング・事業構築

不動産団体やMegribaの支援あり

4 補助金交付申請

随時(9月末まで)

5 補助金交付決定・事業開始

随時

6 補助金概算払

随時(原則1回)
概算払交付申請を受け、内容確認の上、交付決定額を上限とした概算払いができます。

7 事業完了

令和4年3月15日
補助対象期間終了日

8 実績報告

令和4年3月末
内容確認の上、補助金を精算

応募方法

応募要領の内容や応募書類の書き方についての相談をお受けします。(電話、FAX、Eメール)

- 審査会1ヶ月前までに「審査会参加意向申出書」をメール等で提出
- 審査会2週間前までに「審査会参加申込書」及び「添付書類*」を持参または郵送(書留郵便)
郵送の場合、封筒に「山口市交流促進空家活用事業申込書」と朱書き 期限必着
*添付書類:事業計画書・概算収支予算書・誓約書・その他市長が必要と認める書類

様式は山口市移住情報ホームページ「すむ住む山口」からダウンロードください

すむ住む山口

検索

[受付・お問い合わせ] 山口市定住促進課 定住促進担当

〒753-8650 山口市亀山町2番1号 山口市役所3階 受付時間/8:30~17:15(土日祝日を除く)

TEL:083-934-4646 FAX:083-934-2867 E-mail:teiju@city.yamaguchi.lg.jp

